

第5章 旧齋藤氏別邸庭園の現状変更の取り扱い

第1節 現状変更の取扱方針

文化財保護法（昭和24年法律第214号。以下、「法」という。）第133条において準用する法第64条第1項の規定により、登録記念物に關しその現状を変更しようとする場合、現状を変更しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。また、第133条において準用する法第64条第3項の規定により、文化庁長官は登録記念物の現状変更に關し必要な指導、助言または勧告をするとができるとされている。

以上をふまえ、旧齋藤氏別邸庭園の本質的価値の適切な保護を目的として実施する修理・整備、管理、公開・活用、その他これに関わることにおいて必要となる施設整備、発掘調査ほか各種調査以外の現状変更は原則として認めないこととする。

現状変更において庭園の本質的価値に影響を与える恐れのある行為は、あらかじめ庭園に関する複数の学識経験者の意見を聴取し、その指導・助言のもとに検討することとする。

第2節 現状変更の届出を要する行為

国は指定された名勝の本質的価値の顕在化をはかり、その適切な保存と活用を目的として実施する事業以外の現状変更については、原則として許可しないこととしている。登録記念物である旧齋藤氏別邸庭園においても、これに準じた取り扱いとし、以下に該当するものは事前に文化庁長官に届け出るものと定める。

1 庭園および建造物の保存・修理・整備による現状変更

- ① 庭園表土の浸食および堆積箇所の地割、地形の復旧・復元。
- ② 石組・景石等の毀損箇所の修理、および据え直しとそれにともなう土工（掘削、埋めもどし）。
- ③ 保存・修復のための植栽整備における樹木・地被類の植栽、移植、撤去（伐採・抜根）。
- ④ 橋・灯籠・石塔等の修理、据え直し。
- ⑤ 建造物の破損や老朽化にともなう復元。失われた建造物の復元。

2 公開・活用・管理のために必要とされる現状変更

- ① 管理施設（標識、説明板、境界標、囲い柵などの他の施設）の設置、改修（登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準および届出書等に関する規則（平成17年文部科学省令第9号）による）。
- ② シロアリその他、病害虫駆除のための施設等の設置
- ③ 公開活用施設または便益施設等（園路灯、手摺り、人止め柵、休憩所、くずかご、ベンチ等）の設置、改修。
- ④ 供給施設（上下水道管、導排水施設、電線、ガス管等）の設置・埋設（掘削、埋めもどしを含む）、改修。

- ⑤ 池泉等における水質の浄化等に関する施設の設置、改修。
- ⑥ 防災施設（自動火災報知機、消火設備、避雷針設備、管理施設等）の設置、改修。
- ⑦ 防犯施設（外灯、非常放送設備、防犯カメラ、管理施設等）の設置、改修。
- ⑧ その他、庭園の公開・活用・管理において必要とされる施設の設置、改修。

3 保存・修理・整備にともなう発掘調査など各種調査による現状変更

- ① 発掘調査など各種調査における掘削、樹木の伐採・抜根。
- ② ボーリング等による地質および地下水挙動等に関する調査。
- ③ その他必要とされる調査。

第3節 現状変更の届出を要しない行為

法第133条において準用する法第64条第1項ただし書きの規定により、以下の場合は文化庁長官への届出を要しないこととされている。

- ア 維持の措置
 - イ 非常災害のために必要な応急措置
 - ウ 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合
- このうち、維持の措置の範囲については、登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準および届出書等に関する規則（平成17年文部科学省令第9号）第19条に、以下のとおり規定されている。
- 一 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響をおよぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出をおこなったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合
 - 二 登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合
 - 三 登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

本計画では、庭園の清掃、植栽の剪定等に代表される日常の維持管理作業は、文化財としての価値を維持するうえで必要不可欠な行為と考える。これらの作業は「維持の措置」の範囲として、以下の1から6に列記し適切に運用する。また維持管理作業の事後検証を可能にするため、現状変更の届出を要する行為も含め、各年度に執行した維持管理作業等の記録を取りまとめて一定期間以上は保存する。

1 植物管理

- ア 草本類の管理（芝刈、草刈、笹刈、除草、植え替え、株分け等）。
- イ 整枝剪定、刈込みなどの樹木の手入れ。
- ウ 安全管理のためにおこなう枯損木等の伐採、枯枝の除去。

- エ 遺構や石積等の構造物に影響をおよぼす、実生木や支障木の除去。
オ 庭園景観および主要な景観木や景観林(松林・紅葉林等)の支障となる樹木の除去。

【取扱細目】

- ① 処理において地形の変更をともなわないもの。
- ② 処理において周辺の建築物および構造物等に影響を与えないもの。
- ③ 処理において抜根をともなわず、地表面や地下部分に影響を与えないもの。
- ④ 処理の対象が重要な植物(役木や由来木等)ではないもの。
- ⑤ 安全管理上必要となる、支障木・枯損木・支障枝・枯枝の撤去で、その都度おこなうもの。

2 工作物の維持補修

- ア 管理運営上必要な、囲い柵・外柵・ロープ柵・仕切柵・竹垣・板垣等で、同質材料かつ同規模の更新。
イ 管理運営上必要な、案内板・制札板・誘導標識・解説板等の表示板の更新。
ウ 管理運営上必要な、ベンチ・ゴミ箱等の小規模工作物の部分補修。

【取扱細目】

- ① 管理運営上設置された工作物の更新又は部分補修で、材料・形状寸法・位置等に変更をともなわないもの。
- ② 材料の耐用年数により周期的におこなう、竹垣・板垣・外柵等の補修および更新。
- ③ 外観・色調・デザイン等の変更をともなない・塗装の補修(塗替え)
- ④ 部分的な部材の交換等、地表面および地下部分に影響を与えない工作物の更新。

3 建造物の維持補修

- ア 建築物の建具・畳・襖・壁クロス材・床保護材等の張替えおよび修繕や内装および屋内諸設備の補修および修繕。
イ 建築物および構造物の、落書き消し、かき疵の補修等の小規模な修繕。
ウ 建築物および構造物の、同一壁面又は同一屋根面における同一素材部分の概ね2割を超えない面積の塗装又は屋根材の修繕等。

【取扱細目】

- ① 利活用において当該施設に期待される最低限の質や雰囲気を維持するためにおこなう修繕。
- ② 汚れ、キズ、老朽などの周期的又は応急的な補修。

4 地表面・園路の維持補修

- ア 未舗装の園路又は広場に発生する水たまりの、地形の改変をともなわない埋戻しおよび不陸の整正。
イ 地形の改変をともなわない、シガラ柵・土留柵等の応急設置で、表土流失を一時的に抑えるために緊急を要するもの。
ウ 石積・石組・階段・園路等に二次的に堆積した土砂の、地形の改変をともなわない

除去。

- エ 園路（階段）の構造やデザインの変更をともなわない、現状に復するための補修。
- オ 園路に付帯する縁石や側溝等の、構造変更をともなわず現状に復するための補修。
- カ 蹲踞、鉢前等のごろた石やぐり石の定期的な「ぐり返し」。

【取扱細目】

- ① 整備修復事業がおこなわれるまでの間、現状を悪化させないための応急措置。
- ② 公開にともない、安全管理の予防措置としておこなう性格が強いもので、地表および地下部分に影響をおよぼさないもの。

5 滝・流れ・池

- ア 池泉および流れに堆積した落ち葉や塵芥等のすくい上げ
- イ 水循環設備保守のために設置した落ち葉、塵芥の吸い込み防止仮柵の更新
- ウ 老朽、欠落した護岸材による漏水、溢水を防止するためにおこなう応急処置

【取扱細目】

- ① 池底や文化財に影響を与えず、底質上に溜まった塵芥等の除去（浚渫除く）で清掃に類するもの。
- ② 水質と流水維持のためにおこなう、落ち葉、塵芥止めの仮柵であって、届出済みのものの老朽にともなう更新。

6 催物にともなう仮設物の設置

- ア 定例行事としておこなわれる催物で、仮設物の位置・規模・数量が変わらず、かつ設置および撤去の際に土地の形状に変更が生じないもの。
- イ 仮設物の位置が庭園鑑賞の妨げにならず、形状や色彩が庭園の雰囲気に悪影響をおよぼさないもの。
- ウ こも巻き、正月飾りなどのほか、催物期間内に設置される装飾のための植栽。

【取扱細目】

- ① 企画内容、規模、位置などが毎年同じであり、土地の形状に変更がないもの。
- ② 以前からおこなわれてきた庭園独自の庭技やあしらい物などの仮設設置。
- ③ 準備開始から撤去終了までの期間が概ね3ヶ月を超えない催事で、地表および地下部分に影響をおよぼさないもの。

第6章 旧齋藤氏別邸庭園の保存管理・整備に向けて

第1節 整備スケジュールの考え方

旧齋藤氏別邸庭園について、各地区の保存管理と整備の方針と具体的方法について述べてきた。以下、本庭園の事業スケジュールの考え方を短期、および中～長期の観点で整理する。なお、短期とは、保存整備に着手して3年程度、中～長期はおおむね5年～10年程度を想定しているが、事業の進捗等により、適宜見直しをおこなう。

1 短期整備

旧齋藤氏別邸庭園について、各区域の保存管理・保存整備の目標設定と方法において、優先度がAで整備工事としたものは、可能な限り迅速に実施すべき課題であり、短期整備で対応することが望ましい。特に優先度の高いものは、各地区の衰弱木や毀損木（砂丘斜面のアカマツ）の対応のほか、玄関庭地区の排水処理、池泉および芝庭地区における緩んだ池泉護岸の組み直し、砂丘斜面地区の滝石組に侵入した実生木除去、サルスベリ（280）とアカマツ（823）の後継樹の植栽等があげられる。

表6-1 庭園の整備スケジュールの考え方

地区名称	短期整備	中～長期整備
玄関庭地区	<ul style="list-style-type: none">地表面の排水処理(市道埋設管への接続)。軒内の縁石修理。支障木(モチノキ)の伐採。	<ul style="list-style-type: none">格式のある庭園景観の維持
中庭地区	<ul style="list-style-type: none">主屋周辺の排水処理。衰弱木(カリン、ザクロ等)の樹勢回復。植栽地において裸地化した箇所の下草類による地表面保護と修景。井戸屋形・釣瓶の撤去	<ul style="list-style-type: none">煎茶趣味的な庭園景観の維持
池泉および芝庭地区	<ul style="list-style-type: none">サルスベリを被覆する樹木の剪定、伐採。サルスベリの樹勢回復、後継樹の植栽。池の護岸が緩んでいる箇所について、石組の組み直し、破損した石の接着。水質調査と对策検討。石造物修理。	<ul style="list-style-type: none">池泉および芝庭としての庭園景観の維持。後継樹のサルスベリの育成管理。水質維持に関する設備工事。
砂丘斜面地区	<ul style="list-style-type: none">滝石組に侵入した実生木除去。幹割れたアカマツ対策。アカマツの後継樹の植栽。土留め瓦の自然石への変更。主屋からの景観に配慮した植栽管理。石造物修理。	<ul style="list-style-type: none">自然主義的な庭園景観の維持。後継樹のアカマツの育成管理。水質維持に関する設備工事。
茶庭地区	<ul style="list-style-type: none">蹲踞の排水工事。石造物修理。根上がり松の維持。周辺樹林管理	<ul style="list-style-type: none">根上がり松の保存による茶庭景観の維持。外露地地表面の芝生の維持。
南東・北西 管理用地地区	<ul style="list-style-type: none">南東管理用地地区の管理動線整備。北西管理用地地区の土留め整備。北西管理用地地区の樹林管理。	

2 中～長期整備

旧齋藤氏別邸庭園について、各区域の庭園景観の維持をはかりながら、後継樹として植栽するサルスベリやアカマツの育成管理をおこなう。さらに、池泉の水質管理や水量調節にともなう設備工事については、短期的観点で対応策を検討し、中期的整備の観点で実施することが望ましい。庭園としてのグレードを上げる、という観点での対策が望まれる。

第2節 今後の課題

本報告書では、旧齋藤氏別邸庭園の保存管理と整備について述べてきた。本節では、以上の検討を通じた今後の課題について整理しておきたい。

1 庭園の保存整備に向けて

旧齋藤氏別邸庭園の保存管理はそのほとんどが庭園の通常管理でおこないいうものと考えられるが、保存整備の実施については、整備工事での対応が求められることとなる。その事業実施にあたっては、予算確保とともに、具体的な保存整備にあたっての基本・実施設計と工程計画の設定が求められる。また、公共庭園という本庭園の性格も考慮すると、公開活用にあたってのバリアフリー対策も重要な課題となる。この点については、ハード・ソフトの両面での検討が必要であろう。

なお、本報告書では、庭園の保存管理と整備に関する課題をできる限り抽出するよう心がけたが、遺漏もあると考えられる。そのことについては、基本・実施設計段階等でも補完的に課題の抽出をおこない、対応することが必要となる。

2 地域における文化資源のネットワーク化に向けて

旧齋藤氏別邸庭園の周辺には、徒歩圏内に新潟市美術館、旧伊藤文吉家別邸（北方文化博物館新潟分館）、旧日本銀行新潟支店長役宅（砂丘館）、旧小澤家住宅、旧市長公舎（安吾 風の館）等の文化資源が存在し、また自転車による移動距離圏にも白山公園や萬代橋など、良質な文化資源が分布している。

本庭園は、西大畠地区に集中する文化資源についても中心的な位置にあり、また主屋は一定程度の来訪者を収容するスペースを持ち、活用の拠点的な文化資源に位置付けられる。したがって上記等の資源を有機的につなぐために、広報・プロモーション、サイン、ルート整備等を包括した、文化資源のネットワーク計画の検討をおこない、地域全体における旧齋藤氏別邸庭園の役割、性格付けを鮮明にする必要がある。さらに、本庭園の役割や性格をふまえたうえでの公開活用を実施していくことが望まれよう。

なお、旧齋藤氏別邸庭園は、文化財としての価値が整理され、登録記念物（名勝地関係）に登録された。ただし、本庭園の作庭や建築の造営等に関する詳細については、いまだ不明な点が多い。この点については、大正期に齋藤家の番頭が作成した庭園および建築に関する帳簿の存在が確認されているので、本資料の所有者への理解を得ながら、詳細な調査をすすめていくことが望まれる。